

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が事業として行う短期大学機関別認証評価を実施する評価員の職務等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 評価員とは短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）のもとに評価対象短期大学ごとに編制される評価チームの一員として具体的な評価を行う者をいう。

(評価員候補者の推薦及び登録)

第3条 評価員候補者は、国公立大学・短期大学及びその他関係機関の長から推薦された者を、評価員候補者として登録する。

(登録期間)

第4条 評価員候補者の登録期間は3年とし、更新は妨げない。

(評価員の委嘱)

第5条 評価員は、評価員候補者の中から短大判定委員会が選定し、理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 評価員の任期は、前条により委嘱された時から評価対象短期大学の評価結果が確定する時までとする。

(職務)

第7条 評価員は、次の職務を行う。

- (1) 評価対象短期大学の書面調査
- (2) 評価対象短期大学の現地調査
- (3) 評価対象短期大学の調査報告書案の作成
- (4) 評価実施のための諸会議への出席
- (5) その他評価の実施に関すること

(守秘義務)

第8条 評価員は、評価の実施に当たっては公平、公正及び誠実を旨とし、業務上において知り得た情報及び対象短期大学の評価内容等に係るいかなる情報も他へ漏らしてはならない。

(セミナー、評価実施等への出席に係る手当及び旅費の支給)

第9条 評価員に対する手当及び旅費の支給については、別に定める。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事会が決定する。

2 この規程に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月26日理事会議決)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月12日理事会議決)